

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度西岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率0%)
- 2 概 要
 - (1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 西岳無線中継所
熊本県山鹿市大字小坂字岩下546-1
 - (2) 業種及び用途 官公署(国家事務)
- 3 仕 様
 - (1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等
仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第1参照。
契約種別及び契約電力(または電流または容量、以下同じ)とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式や使用形態ごとに決定(または算出)される契約の名称(または値)をいう。別紙第1においては参考までに九州電力株式会社(以下丙という)の特定小売供給約款または受給契約条件(以下約款等という)における契約種別、及び契約電力等を表示している。
 - (2) 契約(使用)期間
自 令和 7年 4月 1日 00:00時
至 令和 8年 3月31日 24:00時
 - (3) 使用電力量の計量
使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社(以下乙という)が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。
ア 計量装置 普通電力量計
イ 検針方法 遠隔自動検針
 - (4) 需給地点
需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地(以下甲という)が設置した電源引込口の電源側接続点。
 - (5) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
 - (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
 - (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (2) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (4) 非常用自家発電設備1台(60kVA)を有している。
- (5) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット(または1アンペアまたは1キロボルトアンペア)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

西岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	22kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 7 年 4 月分	2,600
令和 7 年 5 月分	2,500
令和 7 年 6 月分	2,900
令和 7 年 7 月分	3,200
令和 7 年 8 月分	3,500
令和 7 年 9 月分	3,100
令和 7 年 10 月分	2,700
令和 7 年 11 月分	2,200
令和 7 年 12 月分	2,400
令和 8 年 1 月分	2,000
令和 8 年 2 月分	2,000
令和 8 年 3 月分	2,100
合 計	31,200

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	14kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 7 年 4 月分	700
令和 7 年 5 月分	630
令和 7 年 6 月分	690
令和 7 年 7 月分	850
令和 7 年 8 月分	790
令和 7 年 9 月分	820
令和 7 年 10 月分	790
令和 7 年 11 月分	770
令和 7 年 12 月分	760
令和 8 年 1 月分	640
令和 8 年 2 月分	640
令和 8 年 3 月分	630
合 計	8,710